

日本マーケティングリサーチ協会 働き方改革事例



株式会社クロス・マーケティンググループ

- 創立 : 2013年
- 本社所在地 : 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー24F
- 従業員数 : 1,427名 (2018年6月30日時点)

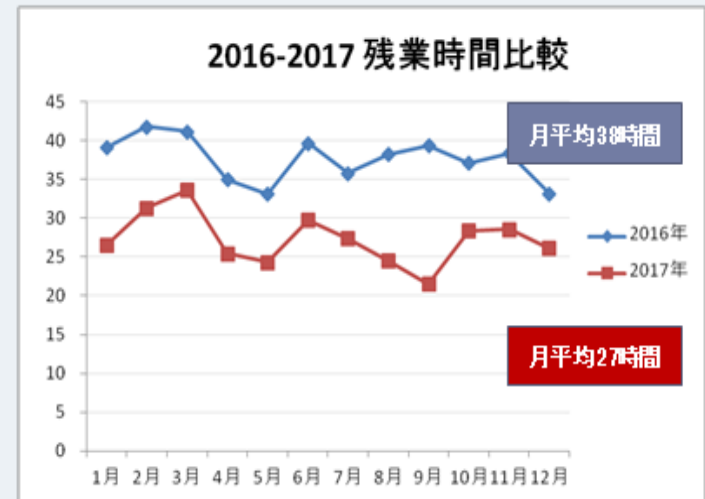
① 労働時間の適正化

2017年1月より全社で取組みを開始。残業時間の
上限管理の徹底と部署の特性に応じて「シフト制」
「フレックス制」を導入。

取組み開始から1年経過時点で、一定の成果を確認。

<p>労働時間適正化への取組みについて</p> <p>2016/12</p>	<p>1) 具体的に目指す状態</p> <p>基本的には「時間外労働月45時間を超えない」ことを目指しますが、</p> <p>①やむを得ず超えても45時間超は年6回までとする</p> <p>②やむを得ず超えても最長80時間までを遵守する</p> <p>上記のルール内で、成果があげられるようになることを目指します。</p>
<p>0) はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方についての世の中の流れを鑑み「あたりまえ」を目指す 時間内に仕事を終わらせる意識で取り組む、効率の良い仕事をする 従業員全員が健康に働き続けられる会社を目指す <p>↓</p> <p>・2017年1月から労働時間の適正化に取り組み、「月の時間外労働45時間を超えない」働き方を目指します</p> <p>9:30始業、休憩1hなら20:30までが45時間の目安</p>	<p>2) 目指す状態実現に向けた具体策</p> <p>① 出勤時間の柔軟な運用</p> <p>部署毎に「シフト制」「フレックスタイム制」を導入します</p> <p>② 振替休日運用ルールの見直し</p> <p>振替休日の取得・消化促進のため、運用ルールを変更します</p>

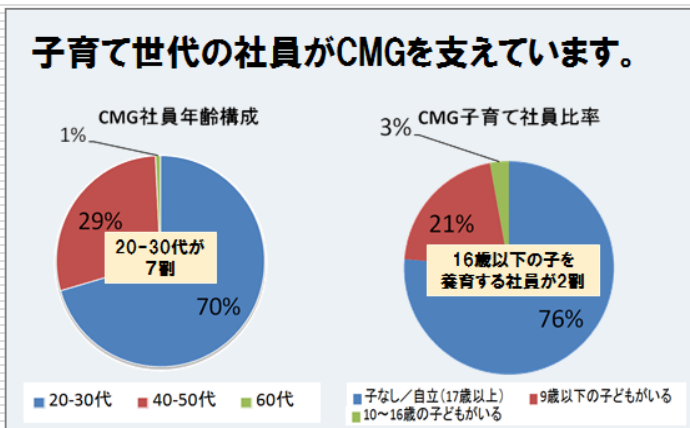
平成29年より労働時間の適正化に取り組み、
 一定の成果が現れてきています。



あなたの中に未来がある。

② 子育て世代向け支援の取組み

2018年4月より、主に子育て世代向けの取組みをスタート。



1) 夏季特別休暇を導入

8月13日～15日を夏季休暇とし、
全社一斉に休業します。

→今まで有休だった夏休みが特別休暇となり、
年間休日が増えます。

→お盆期間に実家に帰省しやすくなります。



2) 「在宅勤務」の試験運用を開始

「在宅勤務」運用ルール

【トライアル運用期間】

・2018年4月～2018年12月

【対象者】

- ・小学校3年生以下のお子さんがいるお母さん社員
- ・2親等以内に要介護・要支援認定の家族がいる社員

あなたの中に未来がある。

JMRA 一般社団法人 日本マーケティングリサーチ協会

③ 育児・介護支援の取組み

2019年4月より、育児・介護支援の取組みをスタート予定。

0. 基本理念・基本の考え方

基本理念

すべての社員は家族・家庭を優先し、安心した社会生活を送れるように、下記を基本方針とする。

- ・CMGでは、育児・介護支援利用ガイドライン(トライアル)を設けて、積極的に社員を支援する。
- ・家族サポートが必要な社員のチームメンバーは、一丸となってその社員を支援する。

基本的な考え方

- ・子供が体調不良等で自宅で面倒をみる必要がある場合、子供の看病を優先すること
- ・二親等以内の家族の介護が必要な場合は、それを優先すること

1) 外部保育サービスの利用援助制度 (費用の一部を会社負担) を試験運用

試験導入の背景と目的について

◎ 育児保育支援制度(トライアル)

上記の、「基本理念」「基本的な考え方」をベースに、それでも出社が必要な業務がある場合かつ家族の親近者にサポートを得られない・在宅勤務も難しい場合に、有料の外部保育サービス機関(ベビーシッター派遣など)の利用を認める。その際にかかった利用費用の一部を会社が負担する。

■ 対象範囲

子供が病気や怪我等で、保育園や小学校に登園・登校させることが困難なときに、ベビーシッターの派遣等による保育サービスを利用した方が対象となる。

- ・0歳～小学校3年生の子供を抱える家庭
- ・男性、女性どちらも利用可能

2) 「在宅勤務」試験運用延長と男性への適用拡大

試験導入の背景と目的について

【目的】

子育てや介護上の理由で、オフィスに出社しての勤務に支障がある場合に、在宅により柔軟な働き方ができるように配慮を行うことで、通常勤務相当のパフォーマンスを発揮して頂くように支援することを目的としています。情報を取り扱う会社なので、情報管理等のルールを守りつつ、生産性を上げていくことを目指してまいります。

【対象者】在宅勤務で所定時間働くことが可能な下記の社員・契約社員の方

1. 小学校3年生以下の子どもを養育する社員で、子の看護が必要な方
2. 二親等以内に要介護・要支援の家族がいる社員で介護が必要な方

※契約社員の方のうち時給制の方は対象外とさせていただきます。

【試験導入期間】2018年4月～2019年12月

※試験導入期間中に使用実態を確認し、続行・拡大・中止を判断します。

あなたの中に未来がある。

JMRA 一般社団法人 日本マーケティングリサーチ協会